被災者支援制度のお知らせ

佐伯市では、災害に見舞われた方に対する、次のような支援制度を準備しています。
被害の規模などにより見舞金や税金等の減免を受けられることがありますので、本資料の支援制度の内容をご確認ください。

詳しい内容や必要な書類などについては、関係課にお問い合わせください。

手続きには「身分証明書」が必要です。また、「印鑑」が必要な場合もあります。

罹災証明書の発行は住家被害認定調査の判定後になります。
また、自己判定調査による「一部損壊」の判定に同意される場合、オンラインでの申請が可能です。
（被災証明書は被害写真確認後に即日発行できます。）

罹災証明
オンライン申請

●証明書発行

種別	No.	支援制度等	対象及び支援内容	必要書類等	問い合わせ先	HP記事コード
証明書発行	1	罹災証明書の発行	家屋（住家）の一部損壊や床上・床下浸水などの被害を申請に応じて証明するもので、各種支援制度の申請必要書類となります。	□身分証明書 □被害状況が確認できる写真を4～5枚 ※浸水の場合は浸水深等が確認できる写真	市民課市民係 ☎22-4573 ☎22-3818	
	2	被災証明書の発行	家屋（住家）以外の工作物（物置、カーポートなど）、事業所の被災について届出に応じて証明するもので、各種支援制度の申請必要書類となります。			

●各種支援制度一覧

種別	No.	支援制度等	対象及び支援内容	必要書類等	問い合わせ先	HP記事コード
見舞金・支援金	1	住宅再建支援金の支給申請	災害により、住宅が全壊、半壊又は床上浸水し被害を受けた世帯	□罹災証明書(写) □申請書 □通帳のコピー	防災危機管理課 ☎22-4567	
	2	佐伯市災害見舞金	全壊、半壊、床上浸水等の被害を受けた店舗又は事業所(休業中及び廃業している店舗は除く)	□被災届（自治委員の確認が必要) □被災状況のわかる写真	社会福祉課 社会福祉係 ☎22-3601	
生活	3	被災した家財等の処理手数料の免除	市から証明を受けた被災世帯を対象に、被害状況により手数料を免除します。〔注：処理困難物や産業廃棄物などは市では処理できないため、事前にお問い合わせください。〕	□罹災証明書（写） または被災証明書（写）	清掃課施設管理係 ☎22－5650 庶務係 ☎22-3984	
	4	ケーブルテレビ使用料（行政エリア）等の減免	全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯・事業所	□罹災証明書（写） または被災証明書（写） □情報ネットワーク施設減免申請書	情報推進課 ケーブルテレビ係 ☎22-3645	－
	5	水道料金の漏水減額	災害により漏水被害にあった世帯等を対象とし被害の状況により水道料金を減額します。	□必要書類：要問い合わせ □受付期間：要問い合わせ	営業課 料金係 ☎22-3119	－
子育て	6	放課後児童クラブ会費の減免	全壊、半壊、または床上浸水の被害を受けた世帯 被害の状況により全額又は半額を免除	□罹災証明書（写） □必要書類：要問い合わせ	こども福祉課 こども福祉係 ☎22-3972	
産業・施設等	7	農業用機械・施設	被災し、市から被災証明を受けた農業者等	□必要書類：要問い合わせ □受付期間：要問い合わせ	農政課 園芸振興係 ☎22-3239	－
	8	施設復旧等低利融資	知事が指定する特定被害者等	□必要書類：要問い合わせ □受付期間：要問い合わせ	林業課 林業振興係 ☎22-4214	－
	9	鳥獣防護柵復旧（農地）	国庫補助事業により、集落ぐるみでフェンス柵を設置した方			
	10	行政財産の目的外使用料の減免	災害により使用許可を受けた当該行政財産が使用し難い場合	□使用料減免・免除申請書	財政課 財産管理係 ☎22-4595	－
	11	公有財産の貸付料の無償又は減額	災害により貸付を受けた当該普通財産が使用し難い場合	□貸付料無償（減額）申請書		

種別	No.	支援制度等	対象及び支援内容	必要書類等	問い合わせ先	HP記事コード
税	12	市税等の徴収猶予等	災害を受けたことにより市税等の納付が困難となる方	□罹災証明書（写） □申請書 □財産の状況がわかる書類 □その他（通帳等）	税務課 収納係 ☎22-3182	
	13	市県民税の減免	納税義務者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く。）がその住宅等の価額の合計額の10分の３以上である方	□罹災証明書（写） □市県民税減免申請書 □損害額がわかる書類	税務課 市民税係 ☎22-4501	－
	14	確定申告による雑損控除	災害により住宅や家財等にの資産に被害があった方	□住宅家財等の取壊しや除去のための費用、土砂等の除去費用、住宅家財などの現状回復費用、住宅家財等の被害拡大または発生防止のための緊急に必要な措置を行う費用がわかる書類	佐伯税務署 ☎22-0910	－
	15	固定資産税の減免	・家屋あるいは償却資産が、その価格の10分の2以上の被害を受けた場合 ・土地が利用不能等となった面積が10分の2以上である場合	□罹災証明書（写） □固定資産税減免申請書 □被災状況のわかる写真	税務課 固定資産税係 ☎22-3174 （家屋・償却資産） ☎22-4503 （土地）	－
	16	国民健康保険税の減免	納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が（保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除く。）その住宅等の価額の合計額の10分の３以上である方	□罹災証明書（写） □国民健康保険税減免申請書 □損害額がわかる書類		－
	17	国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予	災害によって全壊又は半壊の被害を受けた世帯（収入制限等があります。）	□国保一部負担金減免等申請書 □収入状況申告書 □医師の意見書		－
保健・医療・介護	18	後期高齢者医療保険料の減免	被保険者又は世帯主の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が（保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除く。）その住宅等の価格の10分の3以上である方	□罹災証明書（写） □後期保険料減免申請書	保険年金課 保険年金係 ☎22-3199	－
	19	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	被保険者又は世帯主の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額がその住宅等の価格の10分の3以上である方	□罹災証明書（写） □後期保険料徴税猶予申請書 □損害額がわかる書類		－
	20	後期高齢者医療の一部負担金の減免及び徴収猶予	住宅等の価格のおおむね50％の割合を超える損害を受けた世帯（収入制限等あり。）	□罹災証明書（写） □後期一部負担金減免等申請書 □収入状況申告書		－
	21	国民年金保険料の特例免除	住宅・家財、その他の財産の被災がおおむね２分の１以上の損害を受けた人（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）	□罹災証明書（写） □免除申請書 □被災状況届	保険年金課 保険年金係 ☎22-3187 佐伯年金事務所 ☎22-1970	－
	22	介護保険料及び介護サービス費等の利用者負担額の減免	第１号被保険者及び利用者又は世帯主の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額が（保険金、損害賠償金等により補てんされる額を除く。）その住宅等の価額の合計額の10分の３以上である方	□罹災証明書（写） □介護保険料減免申請書、介護保険利用者負担額減額・免除申請書 □損害額がわかる書類	高齢者福祉課 介護保険係 ☎22-3117	－
	23	高齢者生活支援短期宿泊個人利用料の免除	災害により利用料を支払うことが困難な高齢者	□罹災証明書（写） □高齢者生活支援短期宿泊個人利用料減額・免除申請書	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 ☎23-1622	－
	24	佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業利用料（サービス・活動事業、一般介護予防事業）	６５歳以上の高齢者で総合事業を利用しており、災害によって著しい被害を受けた方	□罹災証明書（写） □佐伯市介護予防・日常生活支援総合事業利用料減額・免除申請書		－